

記者発表資料

平成31年3月14日

水産業振興課流通加工班

担当者：但木，金澤（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う クロダイの出荷制限指示の解除について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年6月28日付け（金華山以南海域）及び平成24年11月6日付け（金華山以北海域）で出荷制限が指示されていた宮城県沖の全海域で採取されるクロダイについて、平成31年3月14日に下記のとおり解除されましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種 クロダイ
- (2) 対象水域 宮城県沖の全海域（別紙参照）

※クロダイの解除をもって、宮城県沖の海面魚種における出荷制限指示は全て解除となりました。

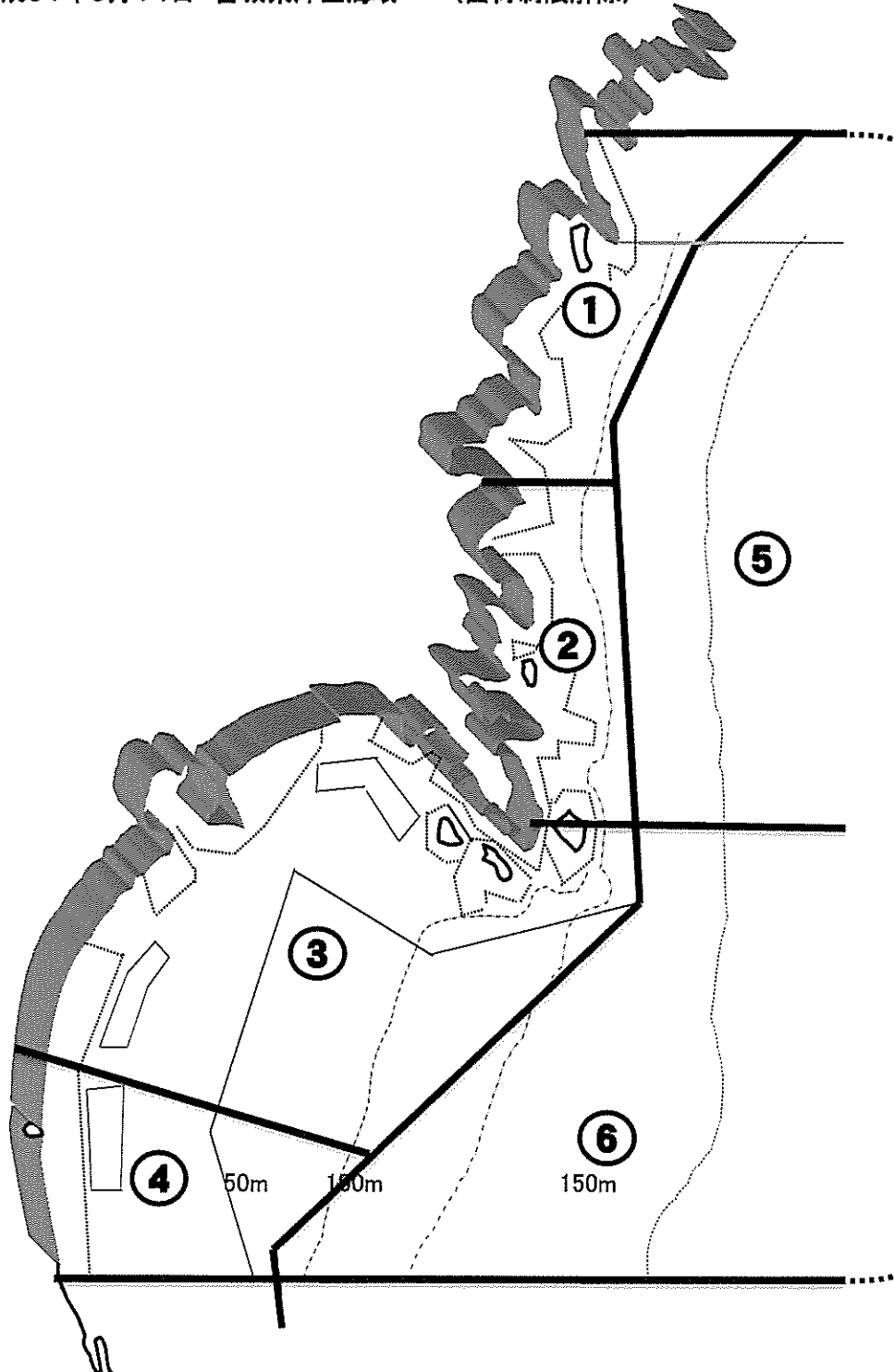
2 出荷制限指示解除後の対応

解除後も放射性物質のモニタリング検査を継続するとともに、基準値を超える値が検出された場合は、速やかに出荷自粛の要請を実施します。

クロダイ

[水揚げ自粛等経過]

- 1) 平成24年6月18日 ③海域 (県要請)
- 2) 平成24年6月27日 ④海域 (県要請)
- 3) 平成24年6月28日 金華山以南海域(③、④、⑥)(国指示)
- 4) 平成24年11月2日 金華山以北海域(①、②、⑤)(県要請)
- 5) 平成24年11月6日 金華山以北海域(①、②、⑤)(国指示)
- 6) 平成31年3月14日 宮城県沖全海域 (出荷制限解除)



今回、国から出荷制限指示が解除された海域(①から⑥)